

(仮訳)

ロシア連邦政府

決定

2024年1月31日付第76号

モスクワ

いくつかのロシア連邦政府文書の改正について

ロシア連邦政府は下記を **決定する** :

1. ロシア連邦政府文書に加えられるここに添付する変更を承認する。
2. 本決定は2024年2月1日を以て発効する。

ロシア連邦政府議長 M.ミシュスチン

2024年1月31日付

ロシア連邦政府

決定第76号により

承認

ロシア連邦政府の文書に加えられる

変更

1. 2013年12月26日付ロシア連邦政府決定第1291号「車輪式輸送機器（シャーシ）およびそのトレーラーに対する廃車税について、ならびにいくつかのロシア連邦政府の文書の改正について」（ロシア連邦法令集、2014、No. 2、掲載番号 115；2016、No. 7、掲載番号991；2019、No. 48、掲載番号6829；2023、No. 43、掲載番号7723；法律情報公式インターネットポータル(www.pravo.gov.ru)、2023、12月31日、No. 0001202312310012）によって承認された、廃車税が支払われる車輪式輸送機器（シャーシ）およびそのトレーラーの種類およびカテゴリー、ならびに廃車税の金額の一覧の脚注6の第4段落における、「車輪式輸送機器の安全性」という文言を「輸送機器構造の安全性」という文言に差し替える。

2. 2022年5月12日付ロシア連邦政府決定第855号「特定の車輪式輸送機器に対する義務的要求事項の適用およびそれらの適合性評価実施に関する規則の承認について」（ロシア連邦法令集、2022、No. 20、掲載番号3316；No. 30、掲載番号5607；No. 38、掲載番号6476；2023、No. 6、掲載番号964；No. 23、掲載番号4201；No. 41、掲載番号7345）において：

a) 第3項を以下の文言に変更する：

「3. 本決定は、2027年12月31日まで有効となるが、本決定により承認された規則の第2項第5段落、第8～13段落、第3項第6段落、第6項の1、第8～19項、および第III章、ならびに当該規則の附属書1～3は例外とし、これらは2024年12月31日まで有効となる。」；

b) 当該決定により承認された、「特定の車輪式輸送機器に対する義務的要求事項の適用およびそれらの適合性評価実施に関する規則」において：

第2項第7段落を以下の版に変更する：

「製造日から3年以内の、緊急救援隊出動要請システム（装置）を装備していない、2022年3月29日付ロシア連邦政府決定第506号「商品の形をとる知的活動の成果および商品に銘された識別標識に対する独占的権利の保護に関する若干のロシア連邦民法典の規定を適用することができない商品（商品群）について」第1項にしたがってロシア連邦産業商業省によって承認される、「ロシア連邦領外において権利保持者（特許権者）によって、およびその者の同意にもとづいて流通向けに導入されたものであることを条件としてロシア連邦民法典第1359条第6項および第1487条の規定を適用しない商品（商品群）の一覧」にその商品コードおよび（または）識別標識（輸送機器のブランド）が掲載されている、法人または個人事業主によってロシア連邦内に搬入されたもの；」；

第3項第1段落を、以下を内容とするテキストに差し替える：

「3. ロシア連邦領内で生産された輸送機器（シャーシ）は、それが以下によって定められた技術要求事

項（以下、技術要求事項）に適合していることを条件に、ロシア連邦領内において流通に投入し、使用することができる：

技術規則附属書 2、3 および 6（技術規則附属書 2 の表の第 11、13、18、39、69、75～77、110、113 および 114 項、技術規則附属書 3 の第 12、16 および 17 項をのぞく）；

附属書 1 による、輸送機器型式適合性評価の際の技術要求事項一覧。

輸送機器（シャーシ）の技術要求事項への適合は、輸送機器（シャーシ）型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書によって確認される。」；

第 7 項「c」号の、「、または最大規模製造者」という文言を削除する；

第 13 項において：

第 1 段落の「2024 年 9 月 30 日」という文言を「2025 年 6 月 30 日」という文言に差し替える；

第 2 段落の「が、2025 年 1 月 31 日よりあとに終了してはならない」という文言を削除する；

第 15 項第 4 段落の「鑑定を行う。」という文言のあとに、「当該のベースとなる輸送機器（シャーシ）が本規則附属書 1 に定める技術要求事項以上の技術要求事項に適合している場合には、」という文言を追加する；

当該規則の附属書 1 を以下の版に変更する：

「特定の車輪式輸送機器に対する
義務的要求事項の適用
およびそれらの適合性評価実施に関する規則

附属書 1

(2024年1月31日付

ロシア連邦政府決定第76号による版)

輸送機器の型式の評価の際の技術要求事項

一覧

技術要求事項または規制対象	技術要求事項が適用される輸送機器カテゴリー	技術規準が含まれる文書、または技術規準
1. ブレーキシステムの効果	M ₂ 、M ₃ 、N、O	国際連合規則No. 13-10 「ブレーキについてのカテゴリーM、NおよびOの輸送機器の公式認証に関する統一規定」
	M ₁ 、N ₁	国際連合規則No. 13-H 「ブレーキについての乗用車の公式認証に関する統一規定」
2. 輸送機器への拘束システムの装着	M、N	国際連合規則No. 16-04 「動力付き輸送機器の成人乗客または運転手のためのシートベルトおよび拘束システムの公式認証に関する統一規定」
3. 排出ガス	ガスおよびディーゼルエンジン搭載のM ₁ （最大重量3.5 t超）、M ₂ 、M ₃ 、N ₁ 、N ₂ 、N ₃	国際連合規則No. 49-04, 排出ガスレベルA（環境クラス3） 「輸送機器で用いられる圧縮着火式エンジンおよび強制点火エンジンからのガス状汚染物質および粒子状汚染物質の排出量を削減するために講じられるべき措置に関する統一規定」
	ガスおよびディーゼルエンジン搭載のM ₁ （最大重量3.5 t超）、M ₂ 、M ₃ 、N ₁ 、N ₂ 、N ₃	国際連合規則No. 49-05 （排出ガスレベルB1、車載診断、耐久性、使用適合性、NO _x 管理関連の要求レベルー「C」） （環境クラス4） 「輸送機器で用いられる圧縮着火式エンジンおよび強制点火エンジンからのガス状汚染物質および粒子状汚染物質の排出量を削減するために講じられるべき措置に関する統一規定」
4. 排出ガス	ガソリンおよびガスエンジンならびにディーゼルエンジン搭載のM ₁ 、M ₂ 、	国際連合規則No. 83-05 排出ガスレベルA（環境クラス3） 「エンジンに必要な燃料に応じた汚染物質の排出

	N ₁ 、N ₂	についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」
	強制点火エンジンおよびディーゼルエンジン搭載の M ₁ 、M ₂ 、N ₁ 、N ₂	国際連合規則No. 83-05 排出ガスレベルB（環境クラス4） 「エンジンに必要な燃料に応じた汚染物質の排出についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」
5. 排出ガス	走破性の高い、ディーゼル搭載のM ₁ （最大重量3.5 t 超）、M ₂ 、M ₃ 、N ₁ 、N ₂ 、N ₃	国際連合規則No. 96-01（環境クラス3） 「農業用、林業用トラクターおよびオフロード車に取り付けられる圧縮着火式エンジンの、そのエンジンからの汚染物質排出についての公式認証に関する統一規定」
	いずれかのアクスルの駆動をオフにできるものを含めた全輪駆動の、ディーゼル搭載のM ₁ GおよびM ₂ G（最大重量3.5 t 超）、M ₃ G、N ₁ G、N ₂ G、N ₃ G	国際連合規則No. 96-02（環境クラス4） 「農業用、林業用トラクターおよびオフロード車に取り付けられる圧縮着火式エンジンの、そのエンジンからの汚染物質排出についての公式認証に関する統一規定」
6. 排出ガス	ガソリンエンジン搭載のM ₁ （最大重量3.5 t 超）、M ₂ 、M ₃ 、N ₂ 、N ₃	CO - 20 g/kw・h、C _m H _n - 1.1 g/kw・h、NO _x - 7 g/kw・h（国連規則No.49-03による試験、試験サイクルESC）（環境クラス3）
	ガソリンエンジン搭載のM ₁ （最大重量3.5 t 超）、M ₂ 、M ₃ 、N ₂ 、N ₃	CO - 4 g/kw・h、C _m H _n - 0.55 g/kw・h、NO _x - 2 g/kw・h（国連規則No.49-03による試験、試験サイクルETC）（環境クラス4）
7. 水素による輸送機器および動力供給システム	M、N	国際連合規則No. 134-00 「水素で動く輸送機器の安全確保のための運行性能についての動力付き輸送機器およびその設備の諸要素の公式認証に関する統一規定」国際連合規則
8. 緊急救援隊出動要請装置の装備	N ₃ （環境クラス3以上）、M ₁ 、M ₂ 、M ₃ 、N ₁ 、N ₂	緊急救援隊出動要請装置（以下、装置）以下を可能にする ¹ ： 緊急通報ボタンを押したのちの、輸送機器、その現在位置、移動方向および速度についてのメッセージの送信； 移動無線電話通信網による緊急救援隊との双方向スピーカー通話； 信頼水準0.95、座標軸上の誤差15分以下での位置の特定； 緊急救援隊オペレーターとのスピーカー通話モードでの双方向デュプレックス音声通話の確立； GSM 900 および GSM 1800ならびにUMTS 900およびUMTS 2000規格の移動無線電話通信網で作動する音声帯域モデムを利用する輸送機器についてのメッセージの送信； GSM 900 および GSM 1800ならびにUMTS 900およ

び UMTS 2000規格の移動無線電話通信網における緊急通報優先の必須属性；

ショートメッセージ (SMS) による情報送信 (音声帯域モデム装置によるサポートがない場合) ；

確立された音声通話を通じて作動する音声帯域モデムを利用しての、および GSM 900 および GSM 1800 ならびに UMTS 900 および UMTS 2000規格の移動無線電話通信網での SMS 利用による、情報の再送信が可能であること；

SMS の形で届く緊急通報再送信の命令、および設定可能な時間内での緊急通報再送信実行命令の受信 (緊急通報完了後) ；

緊急通報実行の際の、音声通話が行われる間の特別通信手段をのぞく、輸送機器上の他の音声再生手段の切断；

送信されなかった情報の不揮発性メモリーへの保存と、送信が可能になった時点でのその送信 (GSM 900 および GSM 1800 ならびに UMTS 900 および UMTS 2000規格の移動無線電話通信網を利用しての情報送信が不可能な場合) ；

緊急通報実行後 20 分以上の間の、電話着信の自動受信；

装置の想定されるあらゆるモードでの作動および予備バッテリー (存在する場合) の充電を可能にする、輸送機器車載給電網への接続；

予備バッテリーの使用によりコールバック待機モードで 60 分以上、その後は音声通信モードで 10 分以上、自律動作が可能であること (車載給電網からの電力供給がない場合)。予備バッテリーの耐用年数は 3 年以上とする；

手動モードでの自らの性能検査が可能であることおよび自らの不具合について装置状態の光学式インジケータまたは計器盤上のメッセージを利用しての通知；

装置のテスト結果を、GSM 900 および GSM 1800 ならびに UMTS 900 および UMTS 2000規格の移動無線電話通信網を利用して送信することが可能であること；

装置のアンテナ設置により、輸送機器作動状態における 2 つ以上の現行の全地球航法衛星システムの信号の安定した受信、輸送機器の任意の状態における、GSM 1800 ならびに UMTS 900 および UMTS 2000 規格の信号の送受信を可能にする移動無線電話通信網での安定した通信が可能になる；

装置は周囲気温が -40°C から $+85^{\circ}\text{C}$ でその性能が保障される。予備バッテリー (存在する場合) につい

ては最低作動温度が-20℃であってもよい；

装置の性能とその輸送機器への固定は、国連規則 No.17附属書 9 への補遺にしたがった動的試験の実施に際して生じる負荷のもとで維持される；

装置には、GSM 900 および GSM 1800ならびに UMTS 900および UMTS 2000規格の移動無線電話通信網での稼働のための加入者個人識別カードを有する；

緊急救援隊出動要請ボタンは、意図せず押されてしまうことから機械的方法により守られていなければならない；

緊急救援隊出動要請ボタンは、バックライトを備えていなければならない；

装置状態の光学式インジケータは、連続点灯する（点滅しない）赤色で、明るい時間でも見えるものでなければならない；

装置状態の光学式インジケータは、以下のように点灯する：

点火スイッチ（スタータスイッチ）が「オン」ポジション（作動状態）に入れられて電力が輸送機器の電気設備に供給されたとき、短時間（3～10秒間）；

緊急出動要請ボタンが押された後の、輸送機器、その現在位置、移動の方向および速度についてのメッセージ送信についての要求、および（または）移動無線通信網による緊急救援隊との双方向スピーカーク通話の確保についての要求を満たせなくなるようなシステムの不具合の発生（存在）時。装置状態の光学式インジケータは、点火スイッチ（スタータスイッチ）が「オン」ポジション（作動状態）にあれば、不具合が継続する間ずっと点灯した状態にある；

緊急救援隊出動要請ボタンおよび装置状態の光学式インジケータには、識別記号が付されていなければならない。装置状態の光学式インジケータは、構造上緊急救援隊出動要請ボタンを兼ねていてもよい；輸送機器への装置の取付は、以下を可能にする形で行われなければならない²：

装置の通報ボタンの、運転席およびフロントシートの乗客一代表性水準50パーセントの男性一座席から直接見える場所への配置；

運転席からシートベルトを外すことなくボタンに届くこと

¹ 緊急救援隊出動要請装置の試験は以下にしたがって行われる：

国家間規格GOST 33468-2015「全地球航法衛星システム。事故時の緊急対応システム。緊急救援隊出動要請装置／システムの輸送機器キャビン内スピーカー通話品質要求への適合試験方法」の第7.12項（停止中の輸送機器においてのみ）；

国家間規格GOST 33471-2015「全地球航法衛星システム。事故時の緊急対応システム。緊急救援隊出動要請装置／システムのナビゲーションモジュールの試験方法」の第5.1項；

国家間規格GOST 33470-2015「地球航法衛星システム。事故時の緊急対応システム。緊急救援隊出動要請装置／システムの無線通信モジュールの試験方法」の第6および7項（1つのサンプルで）；

国家間規格GOST 33467-2015「全地球航法衛星システム。事故時の緊急対応システム。緊急救援隊出動要請装置／システムおよびデータ通信プロトコルの機能テスト方法」第6.2～6.7項（1つのサンプルで、手動モードでのみ）；

² 緊急救援隊出動要請装置の取付についての輸送機器の試験は、国家間規格GOST 33469-2015「全地球航法衛星システム。事故時の緊急対応システム。緊急救援隊出動要請装置／システムの事故発生時間特定についての要求への適合試験方法」の第8項（第8.1項、第8.2項および第8.8項をのぞく）にしたがって行われ、上記文書でその検査のための試験方法が定められていない要求事項については、検査は行われない。

- 註：
1. 国連規則No.13-Hによる適合性評価の際には、スタビリティコントロール電子システムおよび緊急ブレーキアシストについての要求事項を適用しなくてもよい。
 2. アンチロックブレーキシステム装備についての要求事項を課さなくてもよい。ただし、危険貨物の運搬を用途とする輸送機器および小児の輸送のための輸送機器はのぞく。
 3. 2011年12月9日付関税同盟委員会決定第877号によって承認された関税同盟技術規則「車輪式輸送機器の安全について」附属書2の表第11、13、39、69、77、110、113および114項の要求事項ならびに上記技術規則附属書3の第12、16および17項の要求事項を、2022年5月12日付ロシア連邦政府決定第855号「特定の車輪式輸送機器に対する義務的要求事項の適用およびそれらの適合性評価実施に関する規則の承認について」によって承認された「特定の車輪式輸送機器に対する義務的要求事項の適用およびそれらの適合性評価実施に関する規則」附属書1に定める輸送機器の型式の評価の際の技術要求事項にかえて適用することができる。
 4. 点火スイッチ（スタータスイッチ）が「オン」ポジション（作動状態）に入れられて輸送機器の電気設備に電力が供給されるたびに別の光学式インジケータにより装置の正常稼働を確認することができる、また計器盤に不具合についてのテキストメッセージが表示され、それが点火スイッチ（スタータスイッチ）が「オン」ポジション（作動状態）にあり不具合が存在しつづける間中継続するのであれば、要求事項を満たしている緊急救援隊出動要請装置の構成中に光学式インジケータが存在しなくてもよい。
 5. カテゴリーM₂またはM₃の輸送機器の座席を8以下に減らした改造モデルは、それぞれそのままカテゴリーM₂とM₃に分類される。」；

上記規則附属書2に書式が定められている、輸送機器型式評価についての判定書の附属書2の註1を以下の版に変更する：

「1. 「適合を証明する文書の名称および出所」欄の、輸送機器の型式評価についての判定書作成の根拠となる文書リスト中の国連規則No.30、No.54およびNo.117については、以下の註が付され：「寸法、最小許容荷重指数および最小速度カテゴリーの基準に適合し、別の適合証明文書を有するタイヤの装着が許される（タイヤに国際連合規則No.30またはNo.54による、および国際連合規則No.117による表示が施されている場合、ただし鑑定組織に当該の表示についての情報が提出されていることを条件とする）」、その註の中に、提出される証明資料に応じた国際連合規則の番号が示される。」；

上記規則附属書3に書式が定められている、シャーシ型式評価についての判定書の附属書2の註1を以下の版に変更する：

「1. 「適合を証明する文書の名称および出所」欄の、シャーシの型式評価についての判定書作成の根拠となる文書リスト中の国連規則No.30、No.54およびNo.117については、以下の註が付され：「寸法、最小許容荷重指数および最小速度カテゴリーの基準に適合し、別の適合証明文書を有するタイヤの装着が許される（タイヤに国際連合規則No.30またはNo.54による、および国際連合規則No.117による表示が施されている場合、ただし鑑定組織に当該の表示についての情報が提出されていることを条件とする）」、その註の中に、提出される証明資料に応じた国際連合規則の番号が示される。」；

上記規則附属書7において：第17項を以下の版に変更する：

「17. 緊急救援隊出動要請装置の装備	N ₃ （環境クラス3以上）、M ₁ 、M ₂ 、M ₃ 、N ₁ 、N ₂	<p>緊急救援隊出動要請装置（以下、装置）以下を可能にする：</p> <p>緊急通報ボタンを押したのちの、輸送機器、その現在位置、移動方法および速度についてのメッセージの送信；</p> <p>移動無線電話通信網による緊急救援隊との双方向スピーカー通話；</p> <p>信頼水準0.95、座標軸上の誤差15分以下での位置の特定；</p> <p>緊急救援隊オペレーターとのスピーカー通話モードでの双方向デュプレックス音声通話の確立；</p> <p>GSM 900 および GSM 1800ならびにUMTS 900およびUMTS 2000規格の移動無線電話通信網で作動する音声帯域モデムを利用した輸送機器についてのメッセージの送信；</p> <p>GSM 900 および GSM 1800ならびにUMTS 900およびUMTS 2000規格の移動無線電話通信網における緊急通報優先の必須属性；</p> <p>ショートメッセージ（SMS）による情報送信（音声帯域モデム装置によるサポートがない場合）；</p> <p>確立された音声通話を通じて作動する音声帯域モデムを利用したの、およびGSM 900 および GSM 1800ならびにUMTS 900およびUMTS 2000規格の移動無線電話通信網での</p>
---------------------	--	--

SMS利用による、情報の再送信が可能であること；

SMSの形で届く緊急通報再送信の命令、および設定可能な時間内での緊急通報再送信実行命令の受信（緊急通報完了後）；

緊急通報実行の際の、音声通話が行われる間の特別通信手段をのぞく、輸送機器上の他の音声再生手段の切断；

送信されなかった情報の不揮発性メモリーへの保存と、送信が可能になった時点でのその送信（GSM 900 および GSM 1800ならびに UMTS 900および UMTS 2000規格の移動無線電話通信網を利用している情報送信が不可能な場合）；

緊急通報実行後20分以上の間の、電話着信の自動受信；

装置の想定されるあらゆるモードでの作動および予備バッテリー（存在する場合）の充電を可能にする、輸送機器車載給電網への接続；

予備バッテリーの使用によりコールバック待機モードで60分以上、その後は音声通信モードで10分以上、自律動作が可能であること（車載給電網からの電力供給がない場合）。予備バッテリーの耐用年数は3年以上とする；

手動モードでの自らの性能検査が可能であることおよび自らの不具合について装置状態の光学式インジケータまたは計器盤上のメッセージを利用している通知；

装置のテスト結果を、GSM 900 および GSM 1800ならびにUMTS 900および UMTS 2000規格の移動無線電話通信網を利用して送信することが可能であること；

装置のアンテナ設置により、輸送機器作動状態における2つ以上の現行の全地球航法衛星システムの信号の安定した受信、輸送機器の任意の状態における、GSM 1800ならびに UMTS 900およびUMTS 2000規格の信号の送受信を可能にする移動無線電話通信網での安定した通信が可能になる；

装置は周囲気温が-40 °Cから+85 °Cでその性能が保障される。予備バッテリー（存在する場合）については最低作動温度が-20 °Cであってもよい；

装置の性能とその輸送機器への固定は、国連規則No.17附属書9への補遺にしたがった動的試験の実施に際して生じる負荷のもとで維持される；

装置には、GSM 900 および GSM 1800ならびにUMTS 900およびUMTS 2000規格の移動無線電話通信網での稼働のための加入者個人識別カードを有する；

緊急救援隊出動要請ボタンは、意図せず押されてしまうことから機械的方法により守られていなければならない；

緊急救援隊出動要請ボタンは、バックライトを備えていなければならない；

装置状態の光学式インジケータは、連続点灯する（点滅しない）赤色で、明るい時間でも見えるものでなければならない；

装置状態の光学式インジケータは、以下のよう

に点灯する：
点火スイッチ（スタータスイッチ）が「オン」ポジション（作動状態）に入れられて電力が輸送機器の電気設備に供給されたとき、短時間（3～10秒間）；

緊急出動要請ボタンが押された後の、輸送機器、その現在位置、移動の方向および速度についてのメッセージ送信についての要求、および（または）移動無線通信網による緊急救援隊との双方向スピーカー通話の確保についての要求を満たせなくなるようなシステムの不具合の発生（存在）時。装置状態の光学式インジケータは、点火スイッチ（スタータスイッチ）が「オン」ポジション（作動状態）にあれば、不具合が継続する間ずっと点灯した状態にある；

緊急救援隊出動要請ボタンおよび装置状態の光学式インジケータには、識別記号が付されていなければならない。装置状態の光学式インジケータは、構造上緊急救援隊出動要請ボタンを兼ねていてもよい；

輸送機器への装置の取付は、以下を可能にする形で行われなければならない

装置の通報ボタンの、運転席およびフロントシートの乗客一代表性水準50パーセンタイル

の男性一座席から直接見える場所への配置；
運転席からシートベルトを外すことなくボタンに届くこと

2つ目の脚注を以下の版に変更する：

「** 装置の試験は以下にしたがって行われる：

国家間規格GOST 33468-2015「全地球航法衛星システム。事故時の緊急対応システム。緊急救援隊出動要請装置／システムの輸送機器キャビン内スピーカー通話品質要求への適合試験方法」の第7.12項（停止中の輸送機器においてのみ）；

国家間規格GOST 33471-2015「全地球航法衛星システム。事故時の緊急対応システム。緊急救援隊出動要請装置／システムのナビゲーションモジュールの試験方法」の第5.1項；

国家間規格GOST 33470-2015「地球航法衛星システム。事故時の緊急対応システム。緊急救援隊出動要請装置／システムの無線通信モジュールの試験方法」の第6および7項（1つのサンプルで）；

国家間規格GOST 33467-2015「全地球航法衛星システム。事故時の緊急対応システム。緊急救援隊出動要請装置／システムおよびデータ通信プロトコルの機能テスト方法」第6.2～6.7項（1つのサンプルで、手動モードでのみ）；

緊急救援隊出動要請装置の取付についての輸送機器の試験は、国家間規格GOST 33469-2015「全地球航法衛星システム。事故時の緊急対応システム。緊急救援隊出動要請装置／システムの事故発生時間特定についての要求への適合試験方法」の第8項（第8.1項、第8.2項および第8.8項をのぞく）にしたがって行われ、上記文書でその検査のための試験方法が定められていない要求事項については、検査は行われない。

技術要求事項が履行されていることは以下によって確認される：

緊急救援隊出動要請装置について、本附属書第17項の要求事項についての鑑定組織が実施した適合性試験の調書、または、2022年5月12日付ロシア連邦政府決定第855号「特定の車輪式輸送機器に対する義務的要求事項の適用およびそれらの適合性評価実施に関する規則の承認について」によって承認された「特定の車輪式輸送機器に対する義務的要求事項の適用およびそれらの適合性評価実施に関する規則」（2023年5月31日付ロシア連邦政府決定第891号「2022年5月12日付ロシア連邦政府決定第855号の改正について」による改訂版）附属書1第67項の要求事項についての鑑定組織が実施した緊急救援隊出動要請装置の適合性試験の調書；

事故時緊急対応国家システム内で、情報通信網「インターネット」上の国家自動情報システム「ERA-GLONASS（事故時緊急対応・全地球測位衛星システム）」オペレーターの公式サイト上に掲載されるリストに記載されている組織によって行われるアクティベーションについての情報が含まれている、緊急救援隊出動要請装置の売買契約；

輸送機器に緊急救援隊出動要請装置を取り付けた後の、同装置からのテスト通報の結果についての、国家自動情報システム「ERA-GLONASS」オペレーターによって提出される情報（輸送機器の識別番号（VIN）を記載）、または緊急救援隊出動要請装置の取付けと国家自動情報システム「ERA-GLONASS」へのテスト通報実施を確認するビデオ資料。」。